

使用済小型家電の回収事業について

家庭から排出されるデジタルカメラ、ビデオカメラなどの小型家電は、その相当部分が「燃やせないごみ」として排出されているため、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅などの有用金属は埋立処分されています。このため、レアメタルなどの希少鉱物資源の確保や埋立処分される廃棄物の減量を図る必要があります。

本市では、これまで、国の動向や制度の進捗状況を注視しながら、安心かつ適切に使用済小型家電がリサイクルできるよう回収方法も含めて検討を行ってまいりましたが、平成25年度に県が実施するモデル事業に参加し、本庁・支所等に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の再資源化を図ってまいります。

1. 実施日

平成25年6月から

2. 小型家電回収ボックス設置場所

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 市役所本庁(1階) | 2. 鶴崎支所 |
| 3. 大南支所 | 4. 植田支所 |
| 5. 坂ノ市支所 | 6. 大在支所 |
| 7. 佐賀関支所 | 8. 野津原支所 |
| 9. 明野出張所 | 10. 本神崎連絡所 |
| 11. 一尺屋連絡所 | 12. 今市連絡所 |
| 13. 県本庁舎(1階) | |

*庁舎や支所等が開庁時のみ回収可能

3. 回収品目

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 1. デジタルカメラ | 2. ビデオカメラ | | |
| 3. 携帯音楽プレーヤー | 4. 携帯用ラジオ | 5. 携帯用テレビ | 6. 小型ゲーム機 |
| 7. 電子辞書・手帳 | 8. 電卓 | 9. リモコン | 10. 携帯電話 |
| 11. 電話機 | 12. 電源コード類 | | |

*大きさ：縦15cm×横25cm以内

4. 広報

全戸配布しています広報誌「リサイクルおおいた6月1日号」や市のホームページに掲載し、市民の皆様にお知らせいたします。



平成25年
6月から

使用済小型家電を回収します！

使用済みのデジタルカメラやビデオカメラ等の小型家電には、レアメタル等の貴重な資源が含まれています。しかし、多くが再資源化されることなく、埋め立て処理されています。そこで、再資源化を進めるため、市内の支所等に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収します。使用済小型家電は、最寄りの回収ボックスにお持ち込みください。

対象品目

デジタルカメラ	ビデオカメラ	携帯音楽プレーヤー	携帯用ラジオ
携帯用テレビ	小型ゲーム機	電子辞書・手帳	電卓
リモコン	携帯電話	電話機	電源コード類

注意：縦 15cm 横 25cm以内の小型家電に限ります。



回収場所

市役所本庁舎(1階)	鶴崎支所
大南支所	植田支所
大在支所	坂ノ市支所
佐賀関支所	野津原支所
明野出張所	本神崎連絡所
一尺屋連絡所	今市連絡所
県本庁舎(1階)	

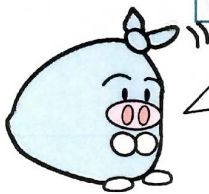
注意：回収できるのは、庁舎や支所等が開庁している時のみです。

リサイクル

回収された使用済小型家電は、破碎し、分別解体して、レアメタル等を抽出し、再資源化します。

注意事項

携帯電話等の個人情報、回収業者やリサイクル業者等から漏洩しないよう徹底しますが、ご自身でも個人情報等を削除してからお持ち込みください。



皆さまのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

清掃管理課 537-5687



<回収ボックス>